二　航空運送事業を経営する者及び航空機使用事業者以外の者が運航する航空機に搭乗する者であつて、航空機強取行為等を行うおそれがないものとして当該航空機の機長が確認した者（航空機強取行為等を防止するため特に措置を講ずる必要があると国土交通大臣が認める場合を除く。）

三　次に掲げる航空機に搭乗する者

イ　国土交通省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関の使用する航空機

ロ　イに掲げる機関の依頼又は通報により捜索又は救助を行う航空機

ハ　救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法第五条第一項に規定する病院の使用する救急医療用ヘリコプター（同法第二条に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。）

四　前各号に掲げるもののほか、航空機強取行為等を行うおそれがないものとして国土交通大臣が認める者

（保安検査に関する業務の委託の基準）

第二百三十五条の四の十三　法第百三十一条の二の五第七項（法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。　（新設）

一　保安検査業務受託者に対し、次に掲げる事項を提示すること。

イ　連絡体制その他保安検査に関する業務の適正な遂行及び管理のために必要な体制

ロ　当該業務の適正な遂行に必要となる検査員の配置に係る情報

ハ　当該業務の適正な遂行に必要となる教育訓練の内容

ニ　当該業務の手順等であつて、当該業務に関する法令等の遵守に関する事項その他当該業務の適正な遂行を確保するための事項

二　当該業務の実施状況を定期的に又は必要に応じて確認することにより、前号イからニまでに掲げる事項に従い保安検査業務受託者が当該業務を遂行しているかを検証し、必要に応じ是正させる等、保安検査業務受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

（保安検査に関する業務の受託の基準）

第二百三十五条の四の十四　法第百三十一条の二の五第八項（法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。　（新設）

一　前条第一号の規定により提示された事項に従い、次に掲げる事項を実施すること。

イ　前条第一号イに掲げる事項に基づく体制の構築

ロ　前条第一号ロに掲げる事項に基づく検査員の適切な配置

ハ　前条第一号ハに掲げる事項に基づく教育訓練の実施

ニ　前条第一号ニに掲げる事項の遵守

二　前条第二号の規定により保安検査業務委託者の確認を受け、不具合等が発見された場合にあつては是正のために必要な措置を講じること。

（預入手荷物として航空機内に積載することを制限する物件）

第二百三十五条の四の十五　法第百三十一条の二の六第一項の国土交通省令で定める物件は、第百九十四条第一項第一号に掲げるもの（同条第二項第四号に掲げる物件のうち、搭乗者が携行する物件を除く。）とする。　（新設）